

〔注〕平成26年10月から改正経過を注記した。

改正	昭和48年9月22日規則第35号 平成元年3月31日規則第24号 平成5年9月30日規則第80号 平成16年3月31日規則第28号 平成26年10月1日規則第70号 平成28年3月31日規則第79号 平成30年1月25日規則第4号	昭和57年4月1日規則第32号 平成4年6月26日規則第55号 平成12年3月31日規則第30号 平成16年5月31日規則第50号 平成27年3月13日規則第4号 平成29年12月15日規則第69号 令和3年3月31日規則第42号
----	---	---

(目的)

第1条 この規則は、杉並区立消費者センター条例（昭和47年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(消費生活相談を行う日及び時間)

第2条 条例第2条の3に規定する消費生活相談を行う日及び時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び第8条に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

追加〔平成28年規則79号〕、一部改正〔平成29年規則69号・30年4号〕

(消費者センターの施設)

第3条 条例第3条第1項の区長の承認を受けなければならない杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）の施設は、教室、消費生活学習室及びグループ活動室（以下「教室等」という。）とする。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号・30年4号〕

(使用することができる者)

第4条 教室等を使用することができる者は、次に掲げる要件に該当し、別に定めるところにより区長の登録を受けた団体とする。

- (1) 条例第1条の目的を達成するために活動していること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 構成員の3分の2以上が区内に住所を有し、又は区内の事務所若しくは事業所に勤務し、区内の学校に在学し、若しくは区内の団体に所属していること。
- (4) 代表者が区内に住所を有し、又は区内の事務所若しくは事業所に勤務し、区内の学校に在学し、若しくは区内の団体に所属していること。
- (5) 前3号に該当することを示し、かつ、構成員全員の氏名を記載した名簿を備えていること。
- (6) 規約、定款その他これらに相当するものを定めていること。
- (7) 営利を目的としないこと。

2 前項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、教室等を使用することができる。

- (1) 消費者センターの運営上、使用することが適当であると区長が認める団体
- (2) 区民の消費生活の安定及び向上を図るために必要であると区長が認める者

一部改正〔平成29年規則69号〕

(使用の申請)

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき、教室等を使用しようとする者は、別表第1に定める使用の申請期間内に使用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

(使用の承認)

第6条 前条の規定による申請があつたときの使用の承認は、申請の順序とする。ただし、同時に申請があつたときは、くじで決める。

2 区長は、教室等の使用を承認したときは、使用承認書（第2号様式）を交付する。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

（使用の取消し）

第7条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の取消しをしようとするときは、使用承認取消申請書（第3号様式）に使用承認書を添えて、区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

（休館日）

第8条 消費者センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 祝日法第2条に規定する成人の日及び山の日

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

一部改正〔令和3年規則42号〕

（開館時間等）

第9条 消費者センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 消費者センターの施設の使用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 使用者が教室等の使用時間を延長しようとするときは、使用時間延長申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、使用の申請を行うときに限り、使用申請書をもつて使用時間延長申請書に代えることができる。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号・30年4号〕

（行為の禁止）

第10条 消費者センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外において火気を使用すること。

(2) 許可なくして飲食物その他の物品を販売すること。

(3) 許可なくして広告物を掲示し、又は配布すること。

(4) 他人が嫌悪し、又は他人の迷惑となるような服装若しくは行為をすること。

(5) 許可なくして他の室に入ること。

(6) その他区長が管理上必要と認めて禁止した事項

付 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和47年10月11日から施行する。

付 則（昭和48年9月22日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月31日規則第24号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存する用紙については、その残存期間取り繕つてこれを使用することができる。

付 則（平成4年6月26日規則第55号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

付 則（平成5年9月30日規則第80号）

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都杉並区立消費者センター条例施行規則の規定により調製した用紙で、この規則の施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則（平成12年3月31日規則第30号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成16年3月31日規則第28号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月31日規則第50号）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第70号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区立消費者センター条例施行規則第1号様式から第3号様式までは、平成27年1月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月13日規則第4号）

1 この規則は、平成27年3月15日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第79号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日規則第69号）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年2月28日から施行する。

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の杉並区立消費者センター条例施行規則第2号様式から第5号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年1月25日規則第4号）

1 この規則は、平成30年3月26日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1号様式及び第2号様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年1月27日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区立消費者センター条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条に規定する消費生活学習室の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 新規則第1号様式及び第2号様式の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第42号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

種別	使用の申請期間	
	区分	区が自ら行政目的のために使用するとき又は区長が特に必要と認めるとき。
教室等	使用日の4月前の日の午前8時30分から使用日まで	使用日の属する月の2月前の月の27日の午前8時30分から使用日まで

付記 使用の申請期間の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を使用の申請期間の初日とする。

一部改正〔平成26年規則70号・29年69号〕

別表第2（第9条関係）

区分	使用時間		
教室等	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 6 時から午後 8 時まで）
情報資料コーナー	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで		
教室等及び情報資料コーナーを除く全室	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日を除く。）		

付記

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 教室等の使用時間を延長して午前、午後及び夜間の中間時間又は夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り 1 時間を限度として使用を承認する。

全部改正〔平成30年規則 4 号〕

第 1 号様式

（第 5 条関係）

全部改正〔平成30年規則 4 号〕

第 2 号様式

（第 6 条関係）

全部改正〔平成30年規則 4 号〕

第 3 号様式

（第 7 条関係）

追加〔平成29年規則69号〕

第 4 号様式

（第 9 条関係）

全部改正〔平成29年規則69号〕